

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

21世紀を迎え、新たな社会へと変化していく中で、市民の誰もが安心して希望と生きがいを持った生活を送ることができるよう、心と心がかよい、やすらぎとふれあいのあるまちづくりを推進していく必要があります。

このような中、男女が社会の対等な構成員として、お互いにその人権を尊重しあい、性別にかかわらず個性と能力を十分発揮することができ、自らの意思により社会に参画し、共に社会を創っていくことが強く求められています。

このため、「女と男が認め合い 支え合う 共に輝くまち」をキーワードに、男女共同参画社会の実現を目指します。

「霧島市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる7つの基本理念

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。（第3条第1号）

② 社会における制度又は慣行の影響についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。（第3条第2号）

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。（第3条第3号）

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向けた社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。（第3条第4号）

⑤ 男女の性と生殖についての理解

男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。(第3条第5号)

⑥ 教育や学習の場における配慮

社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。(第3条第6号)

⑦ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。(第3条第7号)

2 基本目標及び重点課題

本計画において、さまざまな取組を推進する上での柱になるものとして、4つの基本目標を設け、その下に9つの重点課題を設定します。

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会

- 重点課題1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 重点課題2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 重点課題3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

基本目標Ⅱ 制度や慣行について配慮する社会

- 重点課題4 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革
- 重点課題5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標Ⅲ 能力発揮の機会が平等である社会

- 重点課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 重点課題7 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

基本目標Ⅳ 男女が互いに協力し合い責任を担うことができる社会

- 重点課題8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進
- 重点課題9 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

3 施策の体系





